健康経営優良法人についてよくある質問

2020 年 3 月 12 日

ヘルスケア産業課

## １．制度について

Q1　健康経営銘柄との違いはなんですか？

A1　健康経営銘柄は経済産業省と東京証券取引所が共同で、東京証券取引所の上場会社の中から原則 1 業種 1 社、「健康経営」に優れた企業を選定する顕彰制度です。2014 年度に健康経営銘柄を開始しましたが、健康経営の普及に伴い、上場企業だけではなく未上場企業や医療法人等の法人、中小企業も対象とした広い認定制度を設立すべきではないかという意見があったため、2016 年度に健康経営優良法人認定制度を創設し、日本健康会議が認定しています。

Q2 ホワイト５００という名前も聞きますが、健康経営優良法人のことを指すのでしょうか？

A2 ホワイト５００は健康経営優良法人（大規模法人部門）に認定された法人のうち上位 500 法人を指します。

Q3 健康経営優良法人（大規模法人部門（ホワイト 500））と健康経営優良法人（大規模法人部門）とではどう違うのでしょうか？

A3 健康経営優良法人 2020 から、健康経営の質の向上及び普及促進の観点から制度変更を行っています。健康経営の普及の観点から、一定の要件を満たした法人はすべて健康経営優良法人（大規模法人部門）として認定いたします。他方、健康経営の質の向上の観点から、健康経営度調査結果の上位 500 法人のみを健康経営優良法人（大規模法人部門（ホワイト 500））として認定いたします。

Q4 認定を取ることのメリットはなんですか？

A4「健康経営」とは、従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践することであり、企業理念に基づき、従業員等への健康投資を行うことは、従業員の活力向上や生産性の向上等の組織の活性化をもたらし、結果的に業績向上や株価向上につながると期待されています。そのため、認定されることによる社会的評価や企業価値向上などに加え、基本的には「健康経営」を実践することそのものが企業にメリットをもたらすと考えています。

健康経営の効果については、これまでもさまざまな観点から調査してきており、労働市場への影響や実際の従業員の健康度についての効果が得られています。

（参考：「健康経営の推進について」）

http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/downloadfiles/180710kenkoukeiei-gaiyou.pdf

なお、中小企業に対しては、健康経営優良法人認定制度や協会けんぽの健康宣言事業と連動した自治体による表彰制度、地銀、信金等による低利融資など、「企業による従業員の健康増進に係る取組」に対し、インセンティブを付与する自治体、金融機関等が増加しており、これらをまとめています。

（参考：「中小企業への健康経営の普及について」）

http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/downloadfiles/180710chushohenofukyu.pdf

Q5 健康経営優良法人を認定する主体は経済産業省なのでしょうか？日本健康会議なのでしょうか？

A5 認定主体は日本健康会議です。経済産業省は顕彰制度の設計を行っております。

## 2．申請について

Q1 自社が大規模法人部門なのか中小規模法人部門なのか分かりません。

A1 大規模法人部門と中小規模法人部門は以下のとおり区分されます。

**①会社法上の会社[1]等及び士業法人**[2]：ホワイト500・大規模法人部門については従業員数、中小規模法人部門については従業員数または資本金の額または出資の総額が下記基準に相当すれば当該部門にて申請可能

| 中小企業基本法上の業種 | ホワイト500・大規模法人部門 | 中小規模法人部門（いずれかに該当すること） | |
|---|---|---|---|
| | 従業員数 | 従業員数 | 資本金または出資金額 |
| 卸売業 | 101人以上 | 1人以上100人以下 | 1億円以下 |
| 小売業 | 51人以上 | 1人以上50人以下 | 5,000万円以下 |
| サービス業 | 101人以上 | 1人以上100人以下 | 5,000万円以下 |

[1] 会社法上の会社：株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、(特例)有限会社(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)

[2] 士業法人：弁護士法に基づく弁護士法人、公認会計士法に基づく監査法人、税理士法に基づく税理士法人、行政書士法に基づく行政書士法人、司法書士法に基づく司法書士法人、弁理士法に基づく特許業務法人、社会保険労務士法に基づく社会保険労務士法人、土地家屋調査士法に基づく土地家屋調査士法人」

| | | | |
|---|---|---|---|
| 製造業その他 | 301 人以上 | 1 人以上 300 人以下 | 3 億円以下 |

**②上記①以外の法人**：法人の分類ごとに、従業員数のみで区分（下表により区分）

| 法人分類 | ホワイト 500・大規模法人部門 | 中小規模法人部門 |
|---|---|---|
| | 従業員数 | 従業員数 |
| 特定非営利活動法人 | 101 人以上 | 1 人以上 100 人以下 |
| 医療法人、社会福祉法人、健保組合等保険者 | 101 人以上 | 1 人以上 100 人以下 |
| 社団法人、財団法人、商工会議所・商工会 | 101 人以上 | 1 人以上 100 人以下 |
| 公法人、特殊法人（地方公共団体、独立行政法人、公共組合、公団、公社、事業団　等） | 301 人以上 | 1 人以上 300 人以下 |

| 法人分類 | 中小企業基本法上の業種 | ホワイト 500・大規模法人部門 | 中小規模法人部門 |
|---|---|---|---|
| | | 従業員数 | 従業員数 |
| その他、国内法（保険業法、中小企業等協同組合法、信用金庫法、私立学校法、宗教法人法　等）に基づく法人 | 卸売業 | 101 人以上 | 1 人以上 100 人以下 |
| | 小売業 | 51 人以上 | 1 人以上 50 人以下 |
| | サービス業 | 101 人以上 | 1 人以上 100 人以下 |
| | 製造業その他 | 301 人以上 | 1 人以上 300 人以下 |

従業員数の定義については以下 A3 をご参照ください。業種については、総務省の日本標準産業分類をご確認いただき、その業種が、中小企業基本法上の類型の中で①製造業その他、②卸売業、③小売業、④サービス業のどれに当てはまるかをご確認ください。

（参考：日本標準産業分類）

http://www.soumu.go.jp//toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000044.html#a

（参考：中小企業基本法上の類型）

http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/kaitei_13.pdf

Q2　会社法上の会社等及び士業法人は資本金の額または出資の総額による要件もありますが、それ以外の法人は従業員数のみで大規模法人部門か中小規模法人部門かが決まるのでしょうか？

A2　会社法上の会社等及び士業法人以外の法人については、従業員数や資本金・出資総額に関わらず、特段の理由（※）をもってあえて別部門に申請を行うことも可能です。ただし、「健康経営優良法人（大規模法人部門）（ホワイト 500）」は、大規模法人部門の区分に該当する法人のみを対象とします。

※中小企業への健康経営の普及のために、あえて自らも中小規模法人部門を選択する場合など

Q3　従業員の人数とは正社員だけでしょうか？

A3　従業員の定義について、「常時使用する従業員」（労働基準法第 20 条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」）は対象者として含めることを必須とします。
契約社員、パート・アルバイト、他社からの出向者、他社からの派遣社員等については、「常時使用する従業員」に当たらない場合も、健康経営の施策（食生活の改善に向けた取り組み、運動機会の増進に向けた取り組み等）の対象となっている場合は、本制度における「従業員」に含めるものとします。

Q4　法人格の無い任意団体や個人事業主等は申請できますでしょうか？

A4　健康経営優良法人認定制度の対象は「①国内法に基づく法人であり、②国税庁から法人番号が付与されていることとする」としています。
ただし、外国のみに法人格を有している法人（外国法人）から本制度に申請があった場合は、外国法人が日本の支社に対し、国内における業務管理を統括するための権限を与えていることや、外国法人のみの判断によって当該権限がはく奪されないこと等を個別に確認し、申請書の授受を判断します。
（参考：第 17 回健康投資 WG 資料 5 の 17 ページ）
http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/shoujo/jisedai_healthcare/kenkou_toushi_wg/pdf/017_05_00.pdf

Q5　代表者一人のみの法人は申請できますでしょうか？

A5　「健康経営」とは、従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践することとしておりますので、当該趣旨を鑑み、代表者一人法人は申請しても認定されません。
（参考：第 16 回健康投資 WG 資料 2 の 9 ページ）
http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/shoujo/jisedai_healthcare/kenkou_toushi_wg/pdf/016_02_00.pdf

Q6　一事業所だけで申請できますでしょうか？

A6　法人単位での認定となりますので、一事業所だけで申請したとしても認定されません。

Q7　自治体や大学も申請できますでしょうか？

A7　健康経営優良法人認定制度の対象は「①国内法に基づく法人であり、②国税庁から法人番号が付与されていることとする」としています。自治体や大学は基本的には法人格を持ち法人番号を持っていますので、申請可能です。

Q8　中小規模法人部門では健康宣言が必須となっていますが、健康宣言とはなんですか？

A8　健康宣言とは、全国健康保険協会や健保連都道府県連合会といった保険者にて実施されているものです。自社の所属されている保険者（健康保険事業の運営主体）をご確認いただき、そちらにお問い合わせください。
なお、保険者が健康保険組合の場合は、当該健保組合が所属する健保連都道府県連合会にて実施している健康宣言を行ってください。

Q9　自社の所属する保険者では健康宣言を行っていないようなのですが、健康経営優良法人には申請できないのでしょうか？

A9　健康経営優良法人（中小規模法人部門）の認定にあたっては、保険者が実施する「健康宣言事業」に参加した上で自法人が健康宣言を行うことが必須となっているため、加入保険者が「健康宣言事業」を実施していない場合は申請することができません。
加入保険者に対して「健康宣言事業」を実施いただけるかどうかをご相談ください。
また、加入保険者が「健康宣言事業」を実施しておらず申請ができない法人の方は、今後の制度設計に向けて検討を進めるにあたり実態を把握するため、下記までご連絡いただけますようお願いいたします。
　経済産業省ヘルスケア産業課
　E-MAIL：kenkoukeiei-team*meti.go.jp　（*を@に直して送信ください）
なお、保険者が健康保険組合の場合は、当該健保組合が所属する健保連都道府県連合会にて実施している健康宣言を行う必要がありますので、当該健保組合が所属する健保連都道府県連合会にお問い合わせください。

Q10　大規模法人部門で認定を受けたいのですが、健康経営度調査に回答しないと申請できないのでしょうか？

A10　そのとおりです。健康経営度調査は、例年８月末～９月上旬頃に開始されます。
（参考：令和元年度健康経営度調査サンプル）
https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/downloadfiles/2019chosahyo_sample.pdf

Q11　中小規模法人部門に該当しますが、大規模法人部門に申請した場合には、健康経営優良法人（大規模法人部門（ホワイト 500））や健康経営優良法人（大規模法人部門）に認定されますか？

A11　原則として認定されません。ただし、会社法上の会社等及び士業法人以外の法人については、従業員数や資本金・出資総額に関わらず、特段の理由をもってあえて別部門に申請を行うことも可能です。（「２．申請について」Q2 参照）

Q12　中小規模法人部門に該当しますが、健康経営度調査に回答できますか？

A12　健康経営度調査に回答いただくことは可能です。自社の健康経営が他社と比べてどのくらいの順位にいるのか、自社の取り組みの強みや弱点がどこなのかを測ることを目的として回答される中小企業もいらっしゃいます。

Q13　中小規模法人部門、大規模法人部門どちらにも該当しますが、両方の部門へ同時に申請できますか？

A13　大規模法人部門と中小規模法人部門とでの重複申請は認められません。
ただし、自社の取組を測ること等を目的として健康経営度調査に回答し、大規模法人部門への申請は行わず、中小規模法人部門に申請いただくことは可能です。

Q14 グループ企業でまとまって申請できるのでしょうか？

A14 健康経営優良法人（大規模法人部門）では可能です。令和元年度健康経営度調査では、Q3 の SQ1 において健康経営の取り組みを一緒に行っているグループ企業を記載する欄を設けておりました。ただしグループ申請される際、健康経営度調査に回答できる内容は、記載されたグループ企業のすべてが取り組んでいる施策のみになります。
（参考：令和元年度健康経営度調査サンプル）
https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/downloadfiles/2019chosahyo_sample.pdf

Q15 健康経営度調査の回答、或いは、健康経営優良法人（中小規模法人部門）の申請を行うにあたって、調査や申請書に取組内容を記載できる対象期間はいつからいつまでなのでしょうか？

A15 前年度から健康経営度調査の回答日または健康経営優良法人（中小規模法人部門）の申請日になります。つまり、健康経営優良法人 2020 認定においては、2018 年 4 月 1 日～

2019 年秋ごろの約 1 年半になります。ただし、健康経営度調査において前年度（2018 年度）について聞いている設問については、2018 年 4 月 1 日～2019 年 3 月 31 日までの期間でお答えください。

Q16 中小規模法人部門には基準解説書がありますが、健康経営度調査には解説書は無いのでしょうか？

A16 基準解説書は中小規模法人部門への申請用に作成しています。健康経営度調査はそのものが解説書となっていますので、選択肢や用語解説等を見ていただければ回答いただける設計にしております。

## ３．健康経営優良法人 2020 に認定された法人について

Q1 健康経営優良法人 2020 に認定されましたが、認定後に会社名に変更がありました。引き続き認定法人として認められるのでしょうか？

A1 申請時点での法人の名称等に変更が生じた場合は、「変更事項報告書」に必要事項を記載し、速やかに変更事項を報告していただく必要があります。健康経営優良法人２０２０変更・返納規約をご確認いただいたうえで、フォーマットに必要事項を記入し、経済産業省ヘルスケア産業課宛郵送ください。

（参考：健康経営優良法人２０２０変更・返納規約）
https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/downloadfiles/kenkokeieiyuryohojin2020_henko_henno_kiyaku.pdf

「変更事項報告書」のフォーマットは以下からダウンロードいただけます。

（大規模法人部門）
https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/downloadfiles/kenkoukeieiyuryohojin2020_daikibo_henkou.docx

（中小規模法人部門）
https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/downloadfiles/kenkokeieiyuryohojin2020_chushokibo_henkou.docx

Q2 健康経営優良法人 2020 に認定されましたが、認定後に合併や分社化がありました。引き続き認定法人として認められるのでしょうか？

A2　合併や分社化の状況により異なります。個別の状況については経済産業省ヘルスケア産業課健康経営担当あてご相談ください。

E-MAIL：kenkoukeiei-team*meti.go.jp　（*を@に直して送信ください）

Q3　健康経営優良法人 2020 に認定されましたが、認定後に申請時の誓約事項に違反する状況となってしまいました。引き続き認定法人として認められるのでしょうか？

A3　申請時点で記載した事実・取組状況に変更が生じ、その結果、認定基準を満たさなくなった場合についても、速やかに「認定証返納届」及び認定証（印刷している場合）を返納していただく必要があります。健康経営優良法人２０２０変更・返納規約をご確認いただいたうえで、フォーマットに必要事項を記入し、経済産業省ヘルスケア産業課宛郵送ください。
なお、認定証についてはデータでお渡しをしているため、後日データの削除をお願いいたします。

（参考：健康経営優良法人２０２０変更・返納規約）
https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/downloadfiles/kenkokeieiyuryohojin2020_henko_henno_kiyaku.pdf

「認定証返納届」のフォーマットは以下からダウンロードいただけます。
（大規模法人部門）
https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/downloadfiles/kenkoukeieiyuryohojin2020_daikibo_hennou.docx
（中小規模法人部門）
https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/downloadfiles/kenkokeieiyuryohojin2020_chushokibo_hennou.docx

Q4　「変更事項報告書」や「認定証返納届」はどこに提出すればいいですか？

A4　以下宛ご郵送ください。

〒100-8901　東京都千代田区霞が関１－３－１
経済産業省　ヘルスケア産業課　健康経営担当

## ４．ロゴマークについて

Q1　認定法人以外もロゴマークを使用できるのでしょうか？

A1　使用規約上、認定法人以外はロゴマークを使用することはできません。ただし、所属する保険者が広報誌等で優良法人に認定されている所属事業者の紹介を行う場合や、認定法人の親会社やグループ会社が CSR 報告書等により当該法人の取り組みを紹介する場合については、認定法人の健康経営の取り組みを評価・広報する趣旨での使用であれば使用可能です。その際、ロゴデータは認定法人より例外的に貸与を認めます。

Q2　新聞や雑誌で健康経営優良法人認定制度を取り上げたいのでロゴを使用したいですが可能でしょうか？

A2　使用規約に記載のとおり、「健康経営優良法人」の取り組みを広く広報することを目的として報道機関等が使用する場合など、経済産業省の許諾がある場合には、使用可能です。

Q3　自社は健康経営優良法人に認定されていますが、同時に健康経営を支えるヘルスケア商品・サービス提供者です。自社の商品・サービスの PR 用に、自社が認定法人に認定されていることをアピールしたく、ロゴを使用してもいいでしょうか？

A3　健康経営優良法人は健康経営に取り組む優良な法人を認定するものであり、認定法人が製造・販売・提供する製品やサービスを認定しているわけではありません。
そのため、こうした製品やサービスの PR のためにロゴマークを使用することはできません。

Q4　ロゴマークを名刺に入れたいのですが、ロゴマークのサイズをどうしても小さくする必要があります。どこまで小さくしてもいいでしょうか？

A4　サイズ規定については原則「健康経営優良法人」ロゴマーク使用ガイドラインを遵守ください。どうしてもそれ以下にせざるを得ない場合には、「健康経営優良法人」の文字がつぶれないように設定ください。
（参考：「健康経営優良法人」ロゴマーク使用ガイドライン）
https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/downloadfiles/logoguidelines.pdf

Q5　西暦なしバージョンのロゴマークはもらえないでしょうか？

A5　申し訳ございませんが、西暦なしバージョンのロゴマークはご提供しておりません。

以上